

特定非営利活動法人介護タクシー天使の羽根 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、「特定非営利活動法人介護タクシー天使の羽根」という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を埼玉県加須市水深1411番地17に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、高齢者及び障害者等、公共交通機関の利用が困難な者に対し、移動支援を中心とした福祉サービスを提供することにより、地域における自立生活の支援及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

本事業の主な対象者は、加須市及びその周辺地域に居住する高齢者及び障害者等、公共交通機関の利用が困難な者とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者及び障害者に対する移動支援事業
- (2) 道路運送法第78条に基づく自家用有償旅客運送事業
- (3) 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体

(社員)

第7条 正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(入会)

第8条

- 1 本法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、
本法人が別に定める入会申込書を理事長に提出し、
理事会の承認を受けなければならない。
- 2 本法人は、正当な理由がない限り、入会を拒否しないものとする。

(入会金及び会費)

第9条

- 1 本法人の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(退会)

第10条

- 1 会員は、理事長に退会届を提出することにより、
任意にいつでも退会することができる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 - (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(除名)

第11条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、
総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款又は規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条

会員が退会又は除名された場合において、
既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 5 人以内

(2) 監事 1 人

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事又は監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員の報酬)

第 19 条

役員は、原則として無報酬とする。

ただし、常勤の役員については総会において定める基準に基づき、総会の議決を経て報酬を支給することができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 事業計画及び活動予算の決定
- (3) 事業報告及び活動決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) 残余財産の処分
- (8) 多額の借入その他重要な財産の取得又は処分

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、
会議の目的である事項を記載した書面により請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき
(議決)

第24条

総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって行う。
ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長)

第25条

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(臨時総会の付議事項)

第26条

臨時総会においては、次の事項を審議・議決することができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 事業の重要な変更
(福祉有償運送事業の開始、休止、廃止、運行区域又は対象者の変更を含む)
- (4) 運賃の大幅な改定
- (5) 多額の借入その他重要な財産の取得又は処分
- (6) 解散、合併及び残余財産の処分
- (7) その他理事会が必要と認めた事項

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 総会の議決事項の執行
- (3) 事業計画及び活動予算の変更（軽微なものに限る）

- (4) 諸規程の制定、変更及び廃止
- (5) 事業の運営に関する事項
- (6) 理事長の選任及び解職
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 自家用有償旅客運送事業の具体的運営に関する事項
- (9) 運転者の選任及び解任
- (10) 車両の管理及び運行体制の決定
- (11) 安全管理体制及び研修計画の決定
- (12) その他総会の議決を要しない業務の執行

(開催)

第 30 条

理事会は、理事長が必要と認めたとき、
又は理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により
請求があったときに開催する。

(議決)

第 31 条

理事会の議事は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができず、
出席した理事の過半数をもって決する。

第 7 章 資産及び会計

第 32 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(会計の原則)

第 33 条

本法人の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(剰余金の不分配)

第 34 条

本法人は、剰余金の分配を行わず、これを当該法人の特定非営利活動に充当するものとする。

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 36 条

本法人の定款は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の出席があり、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。
ただし、特定非営利活動促進法に定める事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 37 条

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

(合併)

第 38 条

本法人は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の出席があり、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て合併することができる。
ただし、特定非営利活動促進法に定めるところにより、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 39 条

本法人が解散したときに残存する財産は、総会の議決を経て、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから帰属させるものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条

本法人の公告は、官報又は主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 梅林寺みゆき

副理事長 齋藤裕子

副理事長 菅野道子

監事 仁井田明子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第22条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。

(※) これは、当法人の定款である。

埼玉県加須市水深1411番17

特定非営利活動法人介護タクシー天使の羽根

理事長 梅林寺みゆき

特定非営利活動法人介護タクシー天使の羽根
役員名簿

2026 年 2 月 1 日現在

役職	氏名	住所	就任年月日	報酬
理事長	梅林寺 みゆき		法人成立の日	有
副理事長	齋藤 裕子		法人成立の日	無
副理事長	菅野 道子		法人成立の日	無
監事	仁井田明子		法人成立の日	無

以上

特定非営利活動法人「介護タクシー天使の羽根」 設立趣旨書

2026 年 2 月 1 日

特定非営利活動法人介護タクシー天使の羽根

設立代表者 梅林寺 みゆき

1. 設立の趣旨

我が国においては急速な高齢化の進行および障害のある方の地域生活への移行が進む一方で、公共交通機関の縮小や家族構成の変化等により、日常生活に必要な移動手段を確保できない高齢者や障害者が増加している。特に埼玉県加須市およびその周辺地域においては、自家用車を利用できない移動困難者にとって、通院、買い物、行政手続き、社会参加等に必要な移動手段の確保が大きな課題となっている。

このような状況の中、私たちは、地域に根ざした非営利活動として、移動に不安や困難を抱える高齢者および障害者に対し、安全・安心で継続的な移送支援を提供することが、地域福祉の向上および誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るために不可欠であると考えに至った。

本法人は、道路運送法に基づく福祉有償運送の制度を活用し、営利を目的としない立場から、地域の実情に即した移送サービスを提供するとともに、利用者一人ひとりの尊厳と安全を最優先に考えた支援を行うことを目的として設立するものである。

また、本法人の活動は、行政、医療・介護事業者、地域住民等との連携を重視し、地域包括ケアシステムの一翼を担う存在として、共助・互助の視点に立った持続可能な運営を目指すものである。

以上の趣旨のもと、私たちはここに特定非営利活動法人介護タクシー天使の羽根を設立し、特定非営利活動を推進することにより、地域福祉の増進および移動困難者の社会参加の促進に寄与することを誓う。

2. 特定非営利活動の種類

本法人は、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる次の活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

3. 事業の種類

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 高齢者および障害者を対象とした福祉有償運送事業

(2) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

※本設立趣旨書は、特定非営利活動促進法第10条の規定に基づき提出するものである。

事業計画書（設立後 2 年間）

1. 法人の概要

名称：特定非営利活動法人介護タクシー天使の羽根

所在地：埼玉県加須市水深 1411 番地 17 号

設立目的：高齢者及び障害者等、公共交通機関の利用が困難な者に対し、移動支援を中心とした福祉サービスを提供し、地域における自立生活の支援及び福祉の向上に寄与する。

2. 事業実施の背景と必要性

加須市においては、高齢化の進行及び障害のある方の地域生活移行が進む一方、公共交通機関の利便性が十分でない地域が存在する。特に通院、買い物、福祉施設への通所等の日常生活における移動手段の確保は喫緊の課題である。

本法人は、道路運送法第 78 条に基づく自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を活用し、地域に密着した安全・安心な移動支援サービスを提供することで、これらの課題解決に寄与することを目的とする。

・3. 実施する特定非営利活動

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

4. 事業内容

（1）高齢者・障害者移動支援事業

- 対象者：加須市内に居住する高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等で、単独で公共交通機関の利用が困難な者
- 運行区域：埼玉県加須市内とその周辺市区町村
- 主な利用目的：通院、買い物、福祉施設利用、行政手続き等

本事業の主な対象者は加須市在住の高齢者及び障害者等、公共交通機関の利用が困難な者とする。

ただし、通院、通所その他生活上の必要により、加須市内を発着地とする移動を必要とする近隣市町在住の移動困難者については、例外的に利用を認めることがある。

(2) 自家用有償旅客運送事業（福祉有償運送）

- 根拠法令：道路運送法第 78 条
- 使用車両：2 台（福祉対応車両）
- 運転者：有償（法人が選任した者）
- 運行形態：事前予約制

5. 実施体制

- 理事長：法人運営統括、対外調整
- 理事：事業運営、利用者対応
- 監事：業務・会計監査
- 運転者：有償運転者として登録、研修受講者

安全運行のため、運転者に対し定期的な研修及び点呼を実施する。

【第 1 年度 事業計画】

1. 事業方針

設立初年度は、福祉有償運送の体制整備と安定的な運行開始を重点目標とし、利用者及び関係機関との信頼関係構築を図る。

2. 具体的事業内容

1. 福祉有償運送の開始

- a. 運輸支局・交通会議での登録手続き完了
- b. 車両 2 台による運行開始

2. 利用者登録

- a. 利用会員制度の構築

- b. 医療機関・福祉施設との連携
- 3. 運転者研修の実施
 - a. 道路運送法及び安全運転に関する研修
- 3. 事業実施時期
 - 通年実施

【第2年度 事業計画】

1. 事業方針

第2年度は、利用実績を踏まえた運行の安定化及びサービス品質の向上を図り、地域に定着した移動支援事業の確立を目指す。

2. 具体的事業内容

- 1. 運行体制の充実
 - a. 利用者ニーズに応じた運行時間帯の調整
 - b. 利用者満足度向上のための対応改善
- 2. 関係機関との連携強化
 - a. 地域包括支援センター、相談支援事業所との連携
- 3. 安全管理体制の強化
 - a. 定期的な車両点検
 - b. 運転者研修の継続実施
- 3. 事業実施時期
 - 通年実施

4. 将来展望

本法人は、福祉有償運送事業を通じて地域の移動課題を把握し、将来的には移動支援以外の生活支援サービスへの展開も検討しながら、持続可能な法人運営を目指す。

3. 収支差額

	区分	金額 (円)
当期収支差額		0
次期繰越金		0

【備考】

- 本法人は剰余金の分配を行わず、すべて次期以降の事業運営に充当する。
- 運賃は交通会議の協議結果を踏まえ、適正な範囲で設定するものとする。

特定非営利活動法人介護タクシー天使の羽根 活動予算書（2年分）

※本予算書は、加須市において高齢者・障害者を対象とした福祉有償運送事業（車両2台・運転者有償）を想定したモデル予算である。

【第1期】活動予算書（設立初年度）

（設立日 ～ 2027年6月30日）

1. 収入の部

科目	金額（円）	内訳・算定根拠
入会金収入	0	初年度は徴収しない想定
会費収入	10,000	正会員10名×年1,000円
寄附金収入	0	個人寄附等
事業収入（運賃）	3,240,000	月270,000円×12か月(7月1日に 設立完了と想定
その他収入	2,160,000	月180,000円×12か月(7月1日に 設立完了と想定
収入合計	5,410,000	

※乗車料金 30分3000円
サポート料 60分1000円
迎車料金 500円
車椅子使用料 500円

2. 支出の部

科目	金額 (円)	内訳・算定根拠
人件費 (運転者謝金)	3,750,000	月312,500円×12か月(業務委託日含む)
車両維持費	600,000	燃料費・点検・消耗品(2台分)
保険料	300,000	自動車保険・任意保険(2台分)
研修費	40,000	運転者研修等
事務費	360,000	事務作業人件費
雑費	360,000	通信費、消耗品、事務所維持費
支出合計	5,410,000	

3. 収支差額

区分	金額 (円)
当期収支差額	0
次期繰越金	0

【第2期】活動予算書 (次年度)

(2026年7月1日 ~ 2027年6月30日)

1. 収入の部

入会金収入	0	新たな入会はない想定
会費収入	10,000	正会員10名×年1,000円
寄附金収入	0	個人寄附等
事業収入 (運賃)	3,240,000	月270,000円×12か月
その他収入	2,160,000	月180,000円×12か月
収入合計	5,410,000	

2. 支出の部

科目	金額 (円)	内訳・算定根拠
人件費 (運転者謝金)	3,750,000	月312,500円×12か月(業務委託日含む)
車両維持費	600,000	購入減価償却費、燃料費、点検、消耗品(2台分)
保険料	300,000	自動車保険、任意保険(2台分)
研修費	40,000	運転者研修等
事務費	360,000	通信費、消耗品
雑費	360,000	通信費、消耗品、事務所維持費
支出合計	5,410,000	

3. 収支差額

	区分	金額 (円)
当期収支差額		0
次期繰越金		0

【備考】

- 本法人は剰余金の分配を行わず、すべて次期以降の事業運営に充当する。
- 運賃は交通会議の協議結果を踏まえ、適正な範囲で設定するものとする。